

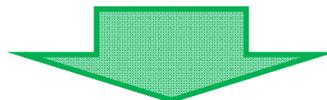
平成25年6月27日 交通政策審議会第52回港湾分科会

世界遺産登録について—『明治日本の産業革命遺産
九州・山口と関連地域』(報告)

港湾局

稼働中の産業遺産を世界遺産登録するための新たな枠組みについて

○従来： 全て文化審議会のみで推薦候補を審議・選定し、関係省庁連絡会議に諮る仕組みであった



文化財保護法に基づく規制は適当でないという危険
する保有企業の理解を得ることが最大の課題

○新たな枠組み： 稼働中の産業遺産については、遺産価値の保全と企業経営の制約の最小化が両立されるよう、関連産業を所管する省庁及び文化財保護法以外の保全手法を所管する省庁の意向を内閣官房が集約しつつ、世界遺産に推薦する候補を選定する仕組みを新たに構築
(平成24年5月25日閣議決定「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」)

稼働中の資産を含む案件の推薦までの手続き

○地方公共団体等による推薦書原案の提出

●稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議
(座長:工藤教和慶應義塾大学名誉教授 事務局:内閣官房)

●文化審議会

●資産に係る産業に
関連する審議会

●資産の保全手法に
関する審議会

交通政策審議会
港湾分科会
への報告

●稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議
・ 推薦書提出の確認

●世界遺産条約関係省庁連絡会議(事務局:外務省)
・ 政府による推薦の決定

●閣議了解
・ 政府による推薦の最終決定

(の部分が
新設された手続き)

世界遺産リストにおける稼働中の産業遺産

世界遺産リストにおける稼働中の産業遺産は、文化財保護体系とその他の法令を組み合わせることで保全が行われている。



遺産名：アルブラ/ベルニナの文化的景観中のレーテッシュ鉄道
国：スイスと一部イタリア
所有者：鉄道会社
保護立法：自然及び国家遺産保護法、鉄道法



遺産名：ポンテカサルテ水路橋と運河
国：イギリス
所有者：英国水路公社等
保護立法：運河法、史跡地区法、計画（指定建造物及び保護地域）法等



For over three centuries, most things in and about Karlskrona have centred round the naval dockyard, the harbour and the defence works. This unique industrial setting has witnessed a continuous evolution of naval architecture and shipbuilding, from the "High Seas Fleet" of Karl XI, which ruled the waves of the 17th century Baltic, right down to our own time and the sophisticated stealth vessels emerging from the shipbuilding company Karlskronavarvet.

遺産名：カールスクローナ海軍港
国：スウェーデン
所有者：造船会社、海軍、市
保護立法：国家資産管理法、遺産保護法等



遺産名：インドの山岳鉄道
国：インド
所有者：インド政府
保護立法：鉄道法、公有地法

世界遺産の登録を目指す『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』

- 九州・山口地域には日本の近代化を支えた各種産業が発達していた。
 - ・1852年、鹿児島城下磯地区における日本で最初の工業コンビナート集成館の誕生
 - ・1861年、日本初の本格的な洋式工場である長崎製鉄所が長崎に完成(1884年に長崎造船所となる)
 - ・1897年、明治政府は鋼鉄製造のため製鉄所の建設を決定し、筑豊炭田近くの八幡村に官営八幡製作所を設立
- 大牟田市には1908年に三井財閥の団琢磨が石炭の積み出しと運搬のために築造した港が現在も工業港として生きている。
- これが、現在の三池港であり、当時最先端の土木技術で築港され、石炭の輸送コストを半分にし、産業の発展に大きく貢献した。
- 日本のような産業国家にとって、これらの産業文明の仕事や営みは、科学へ挑戦をしてきた国の近代化の歩みそのものである。産業の遺産を支えた人々の尊い文明の仕事を次世代に継承するため、『明治日本の産業遺産革命遺産 九州・山口と関連地域』は世界遺産登録を目指している。



『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』の概要

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」とは

我が国の重工業化は、幕末における西洋技術の導入以来、非西洋地域で初めて、かつ極めて短期間のうちに飛躍的な発展を遂げたという点において、世界史的にも特筆されるべき価値を有している。

その飛躍的な発展の大きな原動力となったのが、古くから日本と海外を結ぶ窓口として発展してきた九州・山口であり、非西洋地域において近代化の先駆けをなした経済大国日本の原点を語り継いでいく上で、極めて重要な産業遺産群である。

「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会 について

この産業遺産群を世界遺産に登録するため、関係地方公共団体の連携のもとに、鹿児島県知事を会長とする世界遺産登録推薦協議会を設置。現在平成27年の世界遺産登録を目指している。

会員：

遺産候補が所在する自治体8県11市

福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，鹿児島県，山口県，岩手県，静岡県，
北九州市，大牟田市，中間市，佐賀市，長崎市，荒尾市，宇城市，
鹿児島市，萩市，釜石市，伊豆の国市

事務局：

鹿児島県世界遺産文化遺産課



『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』の構成資産

全8エリア28の資産により構成され、具体的な資産は以下のとおり

Area 1. 萩

萩城下町、萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、松下村塾

Area 2. 鹿児島

旧集成館、寺山炭窯跡、関吉の疎水溝

Area 3. 佐賀

三重津海軍所跡

Area 4. 蕨山

蕨山反射炉

Area 5. 釜石

橋野高炉跡及び関連遺跡

Area 6. 長崎

小菅修船場跡、長崎造船所第三船渠、長崎造船所旧木型場、長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン、長崎造船所占勝閣、高島炭坑、端島炭坑、旧グラバー住宅

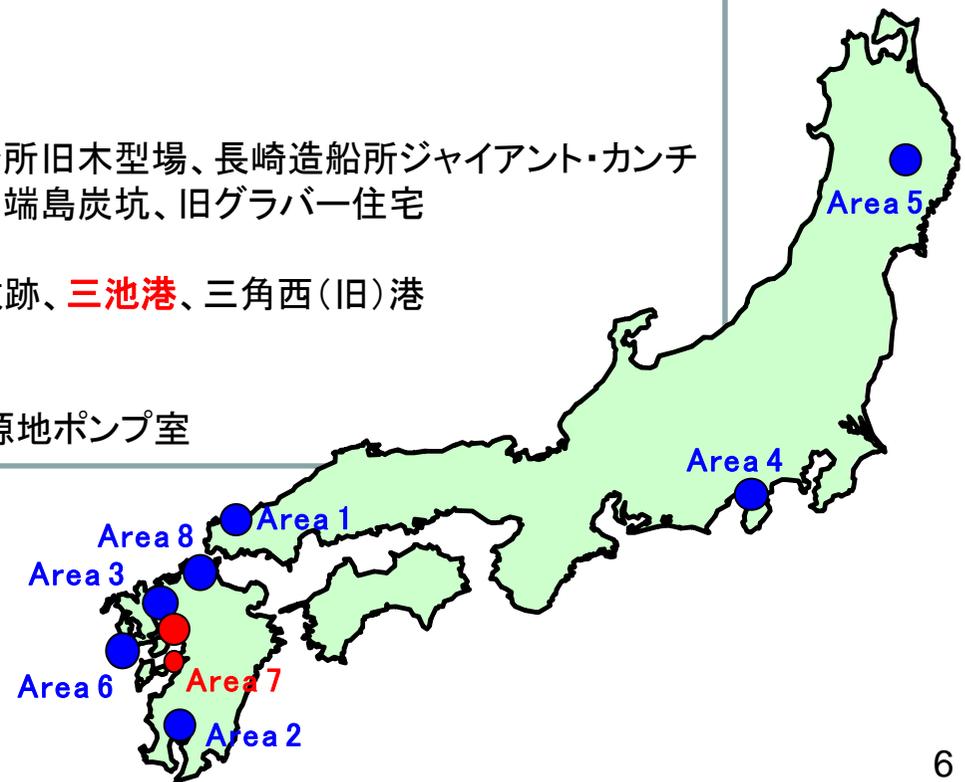
Area 7. 三池

三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱万田坑、専用鉄道敷跡、**三池港**、三角西(旧)港

Area 8. 八幡

八幡製鐵所旧本事務所、八幡製鐵所修繕工場、
八幡製鐵所旧鍛冶工場、八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室

- 遺産価値に係る産業活動が継続中のサイトに存する資産を稼働資産といい、三池港、長崎造船所、八幡製鐵所、橋野鉄鉱山がこれにあたる。
- 現在使用されていない資産を非稼働資産といい、その他のものがこれにあたる。



『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』の経緯

(2008年)

10月29日：世界遺産登録推進協議会の発足

(2009年)

1月5日：ユネスコの世界遺産暫定一覧表への追加記載

(2012年)

5月25日：「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」閣議決定

(2013年)

3月25日：第2回稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議での検討状況の報告

4月23日：世界遺産登録推進協議会による推薦書原案の内閣官房への提出

6月12日：三池地区管理保全協議会(稼働資産)設立総会

6月27日：交通政策審議会港湾分科会への報告

・稼働資産 三池港の価値について

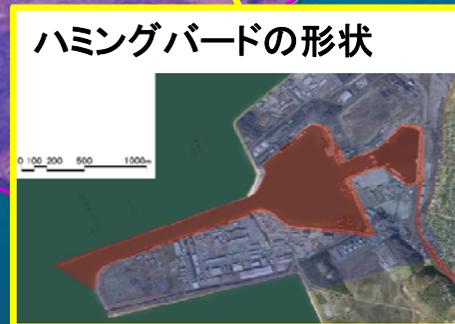
・稼働資産 三池港の保全方策について



稼働資産 三池港の価値について

重要な構成資産である三池港

日本が工業立国の土台を構築した産業形成期(明治後期)、石炭産業を支えた物流インフラであり、三池炭を大型船で直接国外へ搬出する為に1908年に築港された。はばたく鳥のようなハミングバード(はちどり)の形状を保ち、遠浅の有明海からもたらされる砂泥の影響を克服するために設けられた長大な防砂堤、潮位差を解消するための潮待ちの内港、閘門を備えた船渠などの港湾施設が計画的に配置され、現在も重要港湾として機能している。



稼働資産 三池港の保全方策について

- 三池港の場合、遠浅で干満差が大きい厳しい環境の中で大型船の接岸・石炭積込みを可能とした明治期の築港技術を顕す要素(長い防砂堤、内港・船渠の泊地、内港と船渠を区画する閘門等の構成や関連システム)が顕著な普遍的価値(OUV)に貢献する要素として保全すべき対象となる。
- これらの要素を保全するためには、水域施設(航路、泊地)の閉塞や外郭施設(防波堤、防砂堤、閘門関連施設、護岸等)等の改変により構成・システムが変更されないように規制する必要がある。
- このため、三池港の港湾管理者である福岡県は、港湾計画に、三池港の開発、利用及び保全に関する事項として、「三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める」方針を規定する予定であり、これにより港湾法に基づく規制により遺産価値を保全することが可能となる。

「三池港港湾計画書(案)」

その他重要事項

1 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

1-1 産業遺産の保全

三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保全に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努める

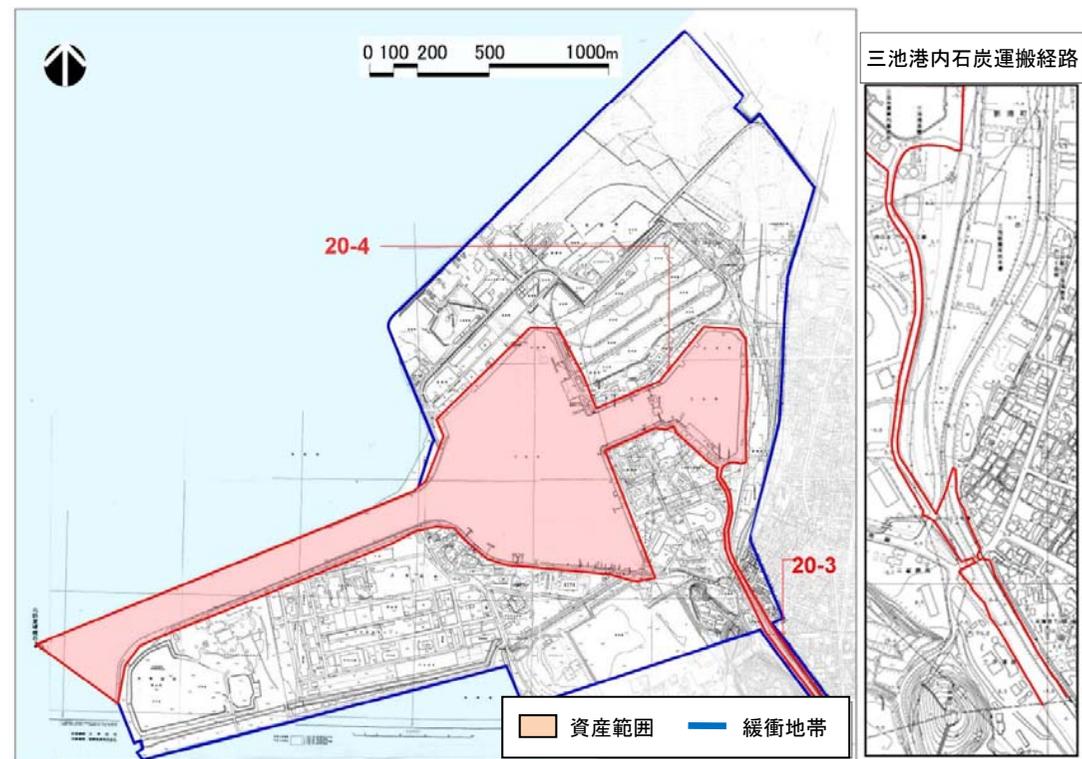
稼働資産 三池港の保全方策について

港湾計画に世界遺産価値の保全の方針を規定することで、港湾計画の遂行を著しく阻害する行為を不許可とし、三池地区管理保全協議会(稼働資産)におけるモニタリング等により保全を行っていく。

港湾計画への位置付けによる効果

港湾計画に世界遺産価値の保全の方針を規定することにより、港湾区域又は港湾隣接地域における水域施設や外郭施設等について遺産価値を損なうような建設・改良を行う場合は、港湾管理者は港湾計画の遂行を著しく阻害するものとして不許可とすることが可能である。(港湾法)

埋立てについても公有水面埋立法の規定により、港湾計画に適合しない埋立てについては、知事の免許を受けられない。(公有水面埋立法)



稼働資産 三池港の保全方策について

三池地区管理保全協議会(稼働資産)概要

1 設置目的

「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産である三池港について、関係者の連携の下、三池港管理保全計画(CMP)に基づき、世界遺産登録資産として、的確に管理保全が行われることを目的とする。

2 役割

三池港の管理保全が、管理保全計画に基づき的確に行われているかについて議論を行い、その実施・改善方策等に関する意思決定を行う。

具体的には、管理保全計画に位置付けられたモニタリング責任者から、少なくとも1年に1回は管理保全状況の報告を受けて議論を行い、その結果を関係機関に報告するほか、必要に応じ、関係機関に対して検討の要請や専門的なアドバイスを求める。

3 協議会メンバー

協議会は関係省庁、地方公共団体、所有者等で構成する。

①関係省庁、地方公共団体

内閣官房地域活性化統合事務局、国土交通省、福岡県、大牟田市

②関係企業

三池港物流(株)、日本コークス工業(株)、三井化学(株)、全農エネルギー(株)、三池精錬(株)、三池貿易振興会

『明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域』の今後のスケジュール

今後以下のようなスケジュールとなっているが、8～9月の「関係閣僚の会議等による推薦候補の調整」を経て、9月の関係省庁連絡会議において日本からユネスコへ推薦される1案件が決定される。

(2013年)

6月27日 : 交通政策審議会港湾分科会への報告

8月27日 : 第3回稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議での推薦書等の確定

8～9月 : 関係閣僚の会議等による推薦候補の調整

9月 : 関係省庁連絡会議の開催

⇒ 複数候補のうち日本からユネスコへの推薦最終候補1件を決定

秋 : ユネスコへの推薦書(暫定版)の提出

(2014年)

年明け頃 : 稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議による推薦書(正式版)提出の確認

: 閣議了解

: ユネスコへの推薦書(正式版)の提出

夏～秋頃 : ユネスコから審査委託を受けたイコモス(ユネスコの諮問機関)による現地調査

(2015年)

夏 : ユネスコ世界遺産委員会による世界遺産の登録可否の決定